適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十一条第一項」とあるのは、「第四十一条第一項又は第四十九条の七第二項」とする。

2　共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

3　第三十一条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条の八　前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第六条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　学科（第五条）	第二章　学科（第五条）
第三章　収容定員（第六条）	第三章　収容定員（第六条）
第四章　教育課程（第七条―第十八条）	第四章　教育課程（第七条―第十八条）
第五章　卒業の要件等（第十九条―第二十七条）	第五章　卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
第六章　教員組織（第二十八条―第三十三条）	第六章　教員組織（第二十八条―第三十三条）
第七章　教員の資格（第三十四条―第三十九条）	第七章　教員の資格（第三十四条―第三十九条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）	第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
第九章　事務組織等（第五十二条―第五十五条）	第九章　事務組織等（第五十二条―第五十五条）
第十章　共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条の八）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条）
第十二章　雑則（第七十条―第七十二条）	第十二章　雑則（第七十条―第七十二条）
附則	附則
（共同学科に係る施設及び設備）	（共同学科に係る施設及び設備）
第六十二条　前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、	**第六十二条**　前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育